

## 「駐留軍用揮発油に対する揮発油税および地方揮発油税の免除等の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>国税通則法の適用</u>)</p> <p>十一 所得税等特例法第11条《免税物品の譲渡禁止等》第2項の規定の違反事件については、<u>国税通則法第156条から第160条までの規定が適用される</u>のであるから留意すること。</p>	<p>(<u>国税犯則取締法の適用</u>)</p> <p>十一 所得税等特例法第11条《免税物品の譲渡禁止等》第2項の規定の違反事件については、<u>国税犯則取締法が適用される</u>のであるから留意すること。</p>